学生会員制度について

2025年度(2025年4月1日)より、以下の通り、学生会員制度が導入されました。

対象者	学部学生及び大学院生であることが証明できる者。ただし、有職者の身分 で学部学生及び大学院生である者、研究生や聴講生は除外する。	
学会費	3,000円(会員は5,000円)	
役員選挙権・	あり	
被選挙権	<i>Ø</i> 9	

学生会員登録申請書をダウンロードしていただき、学生証のコピー等の証明書を添付し、PDFファイルにして、事務局(jass.office@gmail.com)までご提出ください。

証明書の有効期限を学生会員制度の適用期限とさせていただきます。学生証に有効期限などの記載がない場合には、有効期限を明記した在学証明書または指導教員の証明書(様式自由)を証明書類として、PDFファイルにした上で、学生会員登録申請書と一緒に提出してください。

以下、注意事項についてご説明申し上げます。

- (1) 当該年度の学会費 3,000 円を振り込む前に、学生会員登録申請書等をご提出ください。学会費 5,000 円を振り込んだ後に、学生会員登録申請書等をご提出されても、2,000 円は返金いたしません。
- (2) 学生会員制度は、学生証等に記載された有効期限まで適用されます。もし、休学や留年などにより、有効期限に変更が生じた場合には、変更された有効期限が記載された新たな学生証等を再提出してください。
- (3) 2024 年度の時にすでに学生会員制度の対象者であった場合でも、2024 年度までの学会費は、3,000 円ではなく、5,000 円です。したがって、もし 2024 年度以前の学会費が未納であった場合には、当該年度の学会費として 5,000 円を請求させていただきます。
- (4) 学生会員制度の適用は、学生会員登録申請書等の提出をもって成立します。年度を遡って、学生会員制度の適用を認めることはありません。

2025年度(2025年4月1日)より適用されます。

対象者:学部学生及び大学院生であることが証明できる者。ただし、有職者の身分で学部

学生及び大学院生である者、研究生や聴講生は除外する。

学会費:3,000円(会員は5,000円)

役員選挙権・被選挙権:あり

提出日(西暦)	年 月 日
氏名 (漢字等)	
氏名(フリガナ)	
生年月日 (西暦)	年 月 日
性別	(「男性」「女性」「その他」「無回答」から一つを選択)
住所	〒
メールアドレス	
所属先 (大学等)	
所属地区	(「北海道」「東北」「北関東(茨城・栃木・群馬)「南関東(埼玉・
	千葉・神奈川・山梨)「東京」「北信越(新潟・富山・石川・福井・
	長野)「東海(岐阜・静岡・愛知・三重)「近畿」「中国」「四国」「九
	州・沖縄」から一つを選択)

学生証等のコピー添付欄

(有効期限が裏面に記されている場合には、両面をコピーして添付してください。)